

かみふらのご当地キャラクター「らべとん」貸出規程

(平成 29 年 7 月 13 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は上富良野町の PR を目的とした「らべとん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関する事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 着ぐるみの貸出を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ借用申請書（別記様式第 1 号）をかみふらの十勝岳観光協会（以下「観光協会」という。）に提出し、かみふらの十勝岳観光協会会長（以下「会長」という。）の許可を得なければならない。

- 2 借用申請書は、利用する目的の企画書及び見本等の書類を添えて提出する。
- 3 利用申請が重複した場合は、先着順とする。

(利用許諾)

第 3 条 観光協会は利用申請を受付けしてから 1 月以内に貸出の可否を通知する。

(利用内容の制限)

第 4 条 着ぐるみの借用申請は、次のいずれかに該当すると判断した場合はこれを許可しない。

- (1) 個人での利用を目的とする場合
- (2) 安全性への配慮が確認できない場合
- (3) 着ぐるみの正しい利用方法が遵守されないと判断した場合
- (4) 法令及び公序良俗に反する場合
- (5) 「らべとん」、観光協会および上富良野町のイメージを損なうと判断した場合
- (6) 着ぐるみが亡失し、欠損し又は汚損されることが予見できる場合
- (7) 特定の個人、宗教、政治の支援につながる恐れのあるもの
- (8) 暴力団、またはそれに準ずるものや社会的に非難される団体、個人と関係を有する者が利用する恐れがあると判断された場合
- (9) 着ぐるみの修繕・清掃等で貸出が不可能な場合
- (10) その他承認することが不適切と判断された場合

(使用上の遵守事項)

第 5 条 使用の許可を得た者（以下「使用者」という）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申請書の記載のとおりを使用すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 酒気を帯びた状態での着用はしないこと。
- (6) 着ぐるみの着脱は、お客様の前では行わないこと。また、着ぐるみ着脱時の写真または着ていない状態の写真は撮らないこと。
- (7) 着ぐるみ着用時は、声を出さないこと。
- (8) 使用の際は、サポートスタッフを最低1名は横につけること。
- (9) その他、会長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

- 第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、使用の承認を取消すとともに、当該使用者への今後の貸与は行わない。
- 2 前項の取消しにより使用者に損害が生じても、観光協会及び会長はその責めを負わない。

(受渡し)

- 第7条 着ぐるみの受渡し時間は、観光協会の休業日を除き、午前10時より午後5時までとする。
- 2 使用者は、着ぐるみの受渡しの際にらべとん着ぐるみ受領書(別記様式第2号)を観光協会に提出する。

(原状復帰)

- 第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニングを行い原状に復さなければならない。
- 2 使用者は、着ぐるみを亡失し、又は欠損した場合は、製作に要した費用をもって弁償する。

(責任の制限)

- 第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、使用者が追うものとし、観光協会及び会長はその保証の一切の責めを負わない。

(雑則)

- 第10条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関する事項は観光協会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日より施行する。